

令和 8 年度第 1 回伊予市文化財保護審議会議事録

令和 8 年 7 月 27 日

【日 時】 令和 8 年 7 月 9 日（水） 13 時 55 分～16 時 20 分

【場 所】 伊予市文化交流センター 会議室 201

【出席者】 審議会委員：胡光（会長） 井関憲明 岩田恒郎 遠藤貢治
岡田敏彦 遠部 慎 門田眞一 玉井光憲
中尾治司 本田 壽 水元 猛 三吉秀充
教育委員会：上岡 孝 小笠原幸男
事務局：北岡康平 西岡美加 島崎達也

【欠席者】 なし

委員会議事録

（※文字起こしにあたり、素起こししてケバ取りをした。加えて、同じ発言の繰り返しは削除し、明らかな言い誤りを修正するなど、部分的に整文した。一部を除いて個人名は伏せた。）

（司会） 令和 8 年度第 1 回伊予市文化財保護審議会を開会いたします。本日はお忙しいなかご参加いただきありがとうございます。開会にあたりまして、胡会長がご挨拶を申し上げます。

（会長） （挨拶）

（司会） ありがとうございます。それでは、次第 2 番、報告事項に移りたいと思います。ここから、進行を胡会長に一任させていただきます。よろしくお願いいたします。

2. 報告事項

（会長） まずは報告事項の(1)令和 7 年度第 2 回審議会で意見のあった件への対応について、事務局、説明をお願いします。

（事務局 3） はい。まずは、お手元の資料の確認をお願いします。

次第のついた本文と、資料をまとめたもの、2 部を郵送しましたが、お手元にありますか？ では、本文、次第をめくって 1 ページをご覧ください。

まずは、前回の審議会でいただいた御意見御指摘に対する、対応・回答を御説明いたします。彩浜館の利用について、「幅広く使えるようにすべき。」との御意

見がありました。これについてですが、彩浜館では、例えば芋炊きなど、営利目的の利用は既に認められています。彩浜館条例条例第4条「彩浜館は、興行的行為（演劇、映画等）の会場としてこれを使用してはならない。」の内容については条例改正の可能性も含め、今後検討させていただきます。

次に、中山地域の長州大工が危機的な状況であるので、保護する必要がある。との御指摘がありました。中山地域の長州大工関連の建造物については、平成31年度に、文化財指定を念頭に置いて現地調査を実施し、報告書を作成しました。同じ資料を御用意しましたので、資料1をご覧ください。「危機的な状況」については、彫刻が人為的な破壊を受けていることを指すと思われますが、地元での聞き取り調査で、とある地元の高齢者が若い頃に悪戯で破壊したと自慢していたとの証言が得られており、これはこれで問題ですが、こちらで把握している限り、現在進行形で破壊が進んでいるわけではないという認識です。御指摘は、長州大工の保護のため指定する、というお考えによるものと拝察します。この報告書を作成した際には、文化財指定を念頭に置いていたことは確かですが、今は、そもそも、伊予市の指定文化財として長州大工が適切かという視点が必要です。少し長くなりますが、事務局の考えを整理、共有させていただきます。長州大工は、周辺自治体では砥部町と内子町で類例の指定事例がありますが、これらはそれぞれ異なる観点から指定されたものです。砥部町では、「薬師堂、附棟札」「高森三島神社本殿、附棟札」が指定されており、確かにこれらは長州大工が評価の主体となっていますが、初期の古い作品である点や、地元寺社建築への影響など、指定の根拠が明示されています。長州大工を伊予市の文化財に指定する場合、四国山地の各地に長州大工の作品が多数残る中で、山口県の職人集団である長州大工が、伊予市の文化史上・彫刻史上いかに重要であるのか、なぜ重要なのかを整理する必要がありますし、地域の文化財として保護していくためには、やはり、長州大工以外の要素も含めて幅広く評価する必要があります。一方内子町では「とぼしが森三島神社本殿及び拝殿」「北表三島神社本殿及び拝殿」が指定されていますが、これは長州大工という彫刻部分だけでなく、建物として、また地元の信仰とも絡めて評価されています。また内子町の担当者と相談して、参考になると考えたのは、内子町は「今の所有者だけではなく、少なくとも50年後の世代が管理していけるか」という考えを重視しているそうです。前回の審議会でご報告いたしましたが、伊予市でも「尾崎天神下古墳」が、指定申請をしたご本人は熱心でしたが、次の世代の方はそうでないという事態を御報告しました。よって、伊予市でも、建物や史跡など管理が難しい文化財の新規指定時には、次世代以降の所有者管理者の意志と長期的な管理状況の見通しを重視すべきと考えます。より短期的な問題として、指定にあたり図面作成、現在は三次元計測でも代用できるかもしれませんが、どちらにせよ簡単ではないほか、修復が必要となった場

合は多額の費用が必要となり、所有者が一定額を負担しなければなりません。よって、そこまで踏み込んだ慎重な協議を経たうえで、所有者からの自主的かつ積極的な指定申請をいただきたいです。指定基準に則れば「意匠的に優秀なもの」「技術的に優秀なもの」であれば伊予市の文化財に指定することは可能ですが、予算を割く以上、どのような観点で伊予市にとって重要な文化財であるのか、慎重に考えなければなりません。

次の今岡御所跡のルビについては、修正のうえ完成検査を実施しました。説明が長くなりましたので、一旦ここで切らせていただきます。

(会長) ただいまご説明がありました。御意見などございませんか？

(委員 6) はい。それでは彩浜館と長州大工の建築物の件についての意見、ご質問を伺うということによろしいですか。

(委員 6) はい。彩浜館につきましてはもうこの 2 年申し上げておりますけれども、前も言いましたけど、彩浜館は教育委員会の管轄になりまして、同じことを言いますが、稼働率が 7% といって公共施設の中で一番低いんですね。ですから何とかしてこれを使えるようにというのが目的なんですけど、条例上は興行的なものは禁止という形で、どういう経緯で書かれてるかわからないんですけど、実態に合っていないということで。使いながらいろんな設備を整備していただく。それから 2 つ目の長州大工の件ですけど、委員 9 さんおられますけども、調査報告書にもあるように、平成 31 年からずっと 8 年間言ってきたんですけど、どういう観点で指定すればいいのかを慎重に考えるということですが、ここに調査報告この時点ですから現時点でどうなってるかわかりませんけれども、ここでもご意見があるように、長州大工のいろんな建造物は、例えばこの表 1 にありますように、伊予市には残されています。長州大工全体の特徴とか研究などは、報告書といいますか、建築士会等々で調査されてますので、それはそれでいいんですけども、現状は、要するに人為的にどうのということは、例えば、はっきり言ったら、どんどん朽ちていってるというのが実情ですし、それから永田三島神社の方もですね、今のところはそういうことはないと言いますが、結局、要するに人が見て触って朽ちていってる訳ですよ。一応所有者の方でも、防犯ライトなどを設置してるということはわかるんですけども、ちゃんとそういう文化財を保護していく意識を、所有者含めてですね、やっぱり高めていくということをしないと、それはどんどん損失してくるのは明らかなので、そういう意味で危機だということを言ってるわけです。文化財保護の場合は、将来に向けて保護していくということを、所有者、そして行政が応援をしてですね、その文化的

な価値を将来に繋げていくというのが目的ですから、それをただ見てるだけということではいかなので、必要なこと全て行政でやれと言ってるわけじゃないので、そういった保護の方針を決めてくださいということで、8年間もずっと続けてる話ですけども、ここに参加している人たちは、どうなっているのかと当然考えられるわけで、考え方も変わってるかもしれませんが、慎重に考えなければいけないというのは、そういうことかもしれませんが、個々にどういう対処の仕方があるかというのを、きちっと出してですね、所有者や管理者の意見を聞いていただきたいと。ここでは、図面を作成しなければならないというふうに書いてあるんだけど、それも建築士会の方も、市が動かないからストップしてるというのが現状です。ですから外から見るとストップされてるという状況なので、少しでも前に進めていただきたいというのが、私の意見です。はい。

(胡会長) 他ございませんでしょうか？

(委員 10) 構いませんか？

(胡会長) はい、どうぞ。

(委員 10) この長州大工の関連のことなんですが、永田三島神社のところ、外回りのところだけの彫刻がでてますが、社殿の中にもすごい彫刻があるそうで、私も全然知らなかったんですが、宮司さんに開けていただいたら見れるそうです。以上です。

(胡会長) ありがとうございます。他、ございませんか？ 委員 9、何かございますか。補足は。いかがでしょうか？

(委員 9) はい。すいません。この件ですけども、長州大工さんが伊予市とか、それから内子町、西予市城川町、それから今治と、結構広範囲で働いてますんで、伊予市単独の考えもあるかと思うんですけども、やはり周辺の市町と、今後、文化財に指定する時についてはですね、1 ページのところに書いてますように、他の市町の人と、いろいろと相談してですね、どういうふうに設けるかということも今後検討する必要があると思います。以上です。

(胡会長) ありがとうございます。私の方からですが、説明で気になったことがあって、長州大工というのは宮大工の集団ですから、彫刻師の集団ではありません。建物を作るのが仕事であって、建物を、文化財として指定していくという

のが基本なんです。その中で見事な彫刻があるというのが、他の宮大工と違う長州大工の特徴です。今の説明を聞いてると、彫刻師の集団みたいな説明ですが、建物はどうでもいいということではなくて、写真 4 とか見ていただいたら、彫刻ももちろん素晴らしいんだけど、建物の技術が非常に高いというのがよくわかります。枅組であるとか、屋根の梁の組み方であるとか、本当に見事な建物です。それが朽ちてくるというのは非常に問題でありますし、逆に言えば、他の町の内子町では指定がされてるということなので、そのことを理解して、伊予市も参考にすべきだろうと思います。ただ説明にあった通り、やはり所有者の方がどう思うかっていうのが一番大事です。基本的には長州大工の建築というのは、非常に素晴らしいですし、たくさんあるとはいえ、割と地域的にも偏りが見られますので、伊予市にあることの特徴というのは、言えるのではないかと思います。伊予市の分布もちろんなんですけれども、県内の長州大工の建築の分布とかも含めて、総合的に判断をしていくというところも必要だと思います。これもまた継続的にご検討をお願いします。それでは続いての報告をお願いします。

（事務局 3）はい、引き続き本文 1 ページをご覧ください。文化財保存活用地域計画の件で、コンサルタント企業を入れるかどうかという御意見がございました。これについては、まず、計画作成ありきではありません。教育委員会だけではなく、市役所や市民活動全体に関わる大きな計画ですので、まずは実際に計画が制作できるか、という点から検討予定です。さて、コンサルタントの導入については、安易な導入は画一的な計画になってしまう恐れがあるとの意見が、令和 5 年度第 1 回伊予市文化財保護審議会でありました。よって、仮に作ることもなくても、コンサルタントの導入は未定です。ただ現在、社会教育課には文化財保護業務に専従する職員が不在で、文化財専門員も含めた全職員が他の業務を兼務しています。この現体制で作成を強行した場合、なんとか進めている通常業務を含む各種の文化財保護業務が犠牲になるか、または計画が予定通り進まないかのどちらかになりますので、社会教育課全体での人員の増員、または一部業務の外部委託といった対応をしなければ、非常に難しいと考えています。

次に、受託していた「藤谷豊城・忠義関連資料」の扱いについてですが、こちらは計画通りに資料を受贈、返却しました。返却した資料については、受贈を希望する松山市立図書館と東海大学付属浦安高等学校・中等部への連絡をお勧めしました。より有効活用していただける場所に落ち着いたということで、よかったと考えています。

次に、本文 2 ページ目をお願いします。民具の整理について、民具の収集における方針を明確にすべきとの御意見をいただきました。この収集方針については、再度課内で方針を整理しているところですが、引き続き検討させていただけ

ればと思います。

つづいて、「灘町堀井恭弼収集資料」の保管方法について。プラスチック容器ではなく、木箱や中性紙の箱で保管する、薄葉紙を挟むなど対応を御指導いただきました。これについては、木箱や中性紙箱は高額なため、全てをそのように保管するのは困難です。そこで、近世文書と、近世文書を筆写した資料のうち貴重なものだけは、中性紙の箱に入れて、燻蒸したうえで空調管理された収蔵庫で保管しようと考えます。それ以外の資料、つまり酸性紙にコピーしたものは、薄葉紙に包んだうえで通常の段ボール箱に入れ、旧野中小学校等で保管予定です。

次に、伊予市立図書館にあった VHS 映像の YouTube 動画公開について質問がございました。これは令和 3～4 年度の審議会で扱ったものです。再度ご説明しますと、下唐川の故・井ノ口春子様が、平成 5 年～14 年にかけて市内の文化財や伝統行事、イベント等を撮影・編集した VHS テープを、伊予市立図書館に御寄贈頂いていました。これらは長らく活用できていませんでしたが、令和 3 年度の審議会で御意見がございましたので、デジタル化に向けて VHS をデジタル化し MP4 ファイルに変換しました。令和 4 年度中には、伊予市文化交流センターの YouTube チャンネルで 222 点を公開していました。しかし、IYO 夢みらい館の指定管理に伴い、令和 5 年度から動画を非公開にしていました。今回御指摘を受け、非公開にしていた 222 点全てを再度ダウンロードして、社会教育課で管理中です。これらにはテレビ映像を録画した動画が含まれており、そのまま公開することはできませんので、どのように編集・公開するのか検討が必要です。

最後に、今年生誕 150 年となる佐伯矩について、図書館に学習できる場を設けるなど、一過性の事ではなく、栄養学に関わりのある街として「食と食文化のまち作り」の 1 つの大きな柱として発信すべきとの御意見をいただきました。これについて、まず今年度は佐伯矩の普及啓発活動を予定しています。街づくりの件ですが、確かに佐伯矩は伊予市で育ちました。栄養学に関わりがある街として、伊予市が PR できるのは間違いありませんが、ただ、「偉人がここで生まれました」と表面的な情報を PR しても、地域のためになりません。それこそ佐伯矩の意思を本気で継ぎ、町づくりをするためには、学校給食や健康改善、地場産業など多岐に渡る業務に影響します。これは文化財保護担当だけではなく、他の関係部署との連携が不可欠となりますので、各関係機関と協力の上、機会を見て取り組んで参りたいと思います。以上です。

(会長) はい。ただいまの報告について質問ご意見ありませんでしょうか？

(委員 6) はい。

(胡会長) 委員 6。

(委員 6) はい。図書館の仕事とも関連しますけれども、要するに YouTube の VHS の動画公開がどうなったかということで、いろんな動画でですね、いろんな形で残していく伝えていくということですけど、指定管理になったら非公開にしまったというのはですね、図書館の機能を縮小したということですよ。だから、結局そういう意味では、なぜ非公開にしたのかということは、私もちょっとわからないんですけども、社会教育課で管理してるけども、テレビ映像が含まれてるから公開できませんと、非常に簡潔に書いておられるんですが、こういう、いろんな形で撮ったものというのは、例えばそれを不特定多数に公開するとかではなく、例えば皆さんが当時の、昔のいろんなお祭りがあったとか、当時の映像を観ればわかるとか。作った主体の問題があるかもしれませんが、例えば、そういう勉強会をしましょうとか、学習会しましょうとか、例えば図書館の本を読むと同じようにですね、学習する材料に当然なるわけですから、こういうデータが蓄積されてるというのは、十分図書館の役割としてはですね、大いに活用すればいいと思うんですよ。それを、指定管理になったらやらなくなりました。今は管理してますけれども、このままですと、しませんということになっちゃうので、整理できてないんだったら整理して欲しいし、それこそ著作権的なことは、図書館に置いてある本や映像に対することだね。それぞれ学習の機会を使ってですね、そういうガイドラインがあるんだったら、早く作って、二百何十本もあるのが埋もれてるという状況を、早く解消していただきたいです。

(胡会長) いかがでしょう。何かコメントありますか。はい。お願いします。

(事務局 2) はい。ご意見ありがとうございます。まさに、そのガイドラインというようなところで、整理をしてというところであるんですけども、まず VHS をデジタル化できたということは、1つの実績とは思ってるんですけども、それが活用できないというのは、やはりよくないところもございますので、全てがテレビの映像ではなくて、井ノ口さんが本当に撮ったものでございますので、それができるだけ多くの人の上に活用できるような形で進めてまいりたいというふうに思いますので、またよろしく願いいたします。

(胡会長) 選別をしながら、活用に向けて進めるということでお聞きしました。他ございませんか。 はい、お願いします。

(委員 1) 堀井さんの資料のほうを、まず野中小学校の方に移すということなん

ですけれども、私も一応お手伝いした関係で、一応文書の件名は台帳として、そこに記したんですけれども、文書の中身がどのようなものであるかとか、あんまりその細かいところまで調べていないのが正直なところなんですよね。これをそのまま、またダンボールに入れて野中小学校、雨漏りで問題になっている、こちらの方を移してしまうと、ほとんど参照されない、死蔵化してしまうんじゃないかなという気もするんですけれども、この辺は、もうちょっと力入れるとか入れないとか、そういうお考えがあるかどうかだけ。

（胡会長）今後の計画について。

（事務局 3）はい。御意見ありがとうございます。そうですね。どのように活用するかということだと思います。要は歴史資料として保管するのか、それとも図書館の蔵書として扱うのか。まずそこで大きく変わってきます。今ご提案しているのは、あくまで歴史資料、文化財として保管するというやり方です。図書館のことは、私の口から勝手なことは言えないんですけれども、図書館の蔵書として活用するには、図書館の担当者さんと協議が必要だと思いますので、その点はまた今後協議をさせていただきます。

（胡会長）今、死蔵の心配もされておりますので、ぜひまた活用できるような形を検討いただきたいと思います。はい。他いかがでしょうか？よろしいですか。では、次、報告（2）「令和7年度の普及啓発事業まとめ」をお願いします。

（事務局 3）はい。こちらは、資料2をご覧ください。令和7年度に実施した各種普及啓発活動を整理しました。個別には説明を行いませんが、1年間でこれだけの情報発信をおこなっています。特筆すべき事項としては、「えひめ伊予市の文化財シリーズ」の動画数を増やしたこと、委員4の御協力で「郡中で遺跡を探そう！」と銘打った講座を行いまして、市民参加型の遺跡分布調査を実施したこと、佐伯矩についての講演をさせていただいたことなどが挙げられます。分布調査の成果は、現在、縁側モールで展示しています。以上です。

（会長）続いてご質問はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。昨年の報告ですので次に進めたいと思います。続いて3番、8年度の事業計画について説明をお願いします。

（事務局 3）本文の3ページをご覧ください。今年度の事業計画ですが、毎年行っている埋蔵文化財調査や講座、展示活動などは省略しまして、特に重要な事業

のみを報告いたします。まず、「① 刊行物について」です。今年度3月の刊行に向けて、『伊予市内遺跡詳細分布調査報告書Ⅵ』の作成を開始しました。これは、伊予市遺跡詳細分布調査委員会による平成31（令和元）～令和3年度の調査成果が未報告となっているため、刊行に向けて整理作業等を進めるものです。この3年間は、調査件数と出土遺物がかなり多いので、時間をかけて作業を進めなければなりません、既に作業に大幅な遅れが生じています。よって、これからの半年間は、こちらの刊行作業を、文化財保護担当の最優先課題として行います。

次に、「② 文化財説明看板の修繕について」です。今年度は、例年設置、修繕している文化財説明看板はおやすみして、案内看板の方を修繕します。これは、文化財の場所を示す矢印と史跡名を書いた看板です。「今岡御所跡」と「尾崎天神下古墳」に案内の木柱を設置しているのですが、文字が掠れて、木材も傷んでいます。そこで、これを修繕します。なお、平成27～29年度に観光関係の部署が各所に設置した案内看板がありますので、これと形状や色を合わせる予定です。

次に、③の「市内小中学校の所蔵資料調査」です。昨年度、伊予小学校が所蔵している資料の調査を実施し、おおまかな記録を作成しました。2年前に南山崎小学校で作成したような報告書を作成するためには、追加調査が必要ですが、今年度は『伊予市内遺跡詳細分布調査報告書Ⅵ』の刊行に力を割く必要から、実施は未定とさせていただきます。

④の未指定文化財調査についてですが、引き続き、各地の無形民俗文化財や戦時中の証言についても調査を進めます。こちらは、もはや時間との勝負ですので、なんとか調査取材の時間を捻出したいです。

昨年度御報告した、中山地域の江戸時代の地図「出湊邸古城庄屋宅之圖」については、所蔵しているとみられる愛媛県立図書館が閉館中で閲覧できない状態です。再開後に機会があれば閲覧したいと考えますが、時間の問題で、来年度以降に実施できればと考えます。

次に、最近2件ほど、重要な未指定文化財の所在を確認しました。今年度はこれ以上調査するのは時間的に難しいですが、この場で御報告させていただきます。資料3をご覧ください。まず1点目が、「伝・慶長七年加藤嘉明奉納「若市王子宮」額」です。これは三谷神社、正確は合祀前の若市神社に掲げてあったとみられる扁額です。裏側に文字が刻まれており、「加藤左馬之助」の名前がみられます。これは戦国大名の加藤嘉明を示すとみられます。県の歴史文化博物館に御相談したところ、「左馬之助」という書き方から慶長年間当時のものではなく、後世に刻んだ文字の可能性が高いです。しかし扁額の評価は別です。ご存知の通り、1635年の御替地によって伊予地域が大洲藩領となる前、このあたりは松前

松山の加藤家の領地でした。たとえ文字が刻まれたのが後世であっても、加藤嘉明の寺社復興を今日に伝える資料として重要な歴史資料と考えます。現在、県内外の専門家と情報交換中です。次に、資料3の2ページ目をお願いします。上吾川の伊豫岡八幡神社で、「慶應四年奉納」「湊町操網」と書かれた絵馬を確認しました。慶應4年の1月10日とありますので、ちょうど上方で鳥羽伏見の戦いが終わった頃に奉納されたものです。おそらく萬安港あたりでの漁の様子を描いたもので、当時の湊町の様子を描いた貴重な資料といえます。委員6によりますと、「征路凱旋記念奉納絵馬」の指定時に調査し、裏面にも文字が書かれているとのこと。伊予市としては、これまでに正式に調査、評価していないとみられますので、今後情報収集をしていきたいです。

次に、⑤市民向け普及啓発活動についてです。例年通りの実施を目標としますが、今年度は、遺跡詳細分布調査報告書の刊行に向けて、全体的に実施数を減らさなければなりません。どこまでできるか検討しながら実施します。特筆すべきは、先程もご説明した佐伯矩の顕彰事業です。今年は生誕150年で、郷土の偉人として注目が集まっていますので、普及啓発活動は欠かせません。講演など一方的な情報発信だけではなく、市民参加型で現地を見て、郷土の偉人である佐伯矩についての情報を市内で共有する必要があると考えています。具体的には、文化財体験講座を実施して、本郡から栄養寺まで往復5km程を歩いて、佐伯矩の足跡を辿ってみたいと考えています。詳細未定ですが、11月実施を検討中です。また、西条市が主催する佐伯矩のシンポジウムに文化財専門員も参加させていただく予定です。

最後に⑥開発対応ですが、今年度は、高速道路関係と溜池改修関係で開発に伴う埋蔵文化財調査が予定されます。愛媛県教育委員会と連携して対応していきます。以上です。

(会長) それでは、今年度の事業計画についてご質問ご意見をお願いいたします。はい、委員6をお願いします。

(委員6) はい。補足ですが、未指定文化財の資料3ですかね。伊豫岡八幡神社のこれは先ほど事務局が申しましたが、日露戦争の絵馬ですね、指定文化財ですけど、その修復に関わった時に、元興寺の方で修復をしました。その時に、元興寺から来ていただきました専門員の皆様に、凱旋絵馬以外にも、一応見ていただきました。湊町の船絵馬は2つありまして、もう1つあったような気もしますが、この操網と、もう1つ小さなものがありました。それぞれ、剥落をしていますから、記録ができる範囲のものは、ちゃんと記録として残さないといけないなという認識はあります。はい。今後また。それからもう1つは、市民向けの普及

のところで、後で話しがあると思いますけれども、去年から市政 20 周年の佐伯矩の顕彰事業として、DAIKONMAN のミュージカルとかですね、非常に多くの市民に、改めていろいろ知っていただいて、改めて全国でも動き始めてまして、ご存知かもしれませんが、『佐伯矩がわかる』という本も出て来まして、佐伯矩のことが知られるようになっていきます。体験型のものをできるだけということで。もう 1 つ、今年は生誕 150 年なので、佐伯矩が 3 歳から 18、19 歳まで実際に住んでました実家が本部にありまして、そこの所有者のご厚意で、解説板を 9 月 1 日の生誕日には作って、掲示したいということで、今関係者と協力をしてますので、そういう取り組みと併せて、先般北山崎小学校の校長先生、公民館担当とお話してきました。いろいろと、地域の皆さんと一緒に共同で事業をしよう。また先般、DAIKONMAN でミュージカルをやりました K さんも、今度は各学校や公民館で実際に上映するような活動もやっていこうかということで、今相談が始まっていますので、いろんな形で、食や栄養や佐伯矩のことですね。この機会を捕まえてやろうという計画があります。式典もやりたいと思いますので、でご案内したいと思います。以上です。

(胡会長) 事務局お願いします。

(事務局 1) 失礼いたします。先ほど佐伯矩についてなんですけれども、先般の議会で、ある議員が、佐伯矩さんの功績を、もっともっと市民に周知する必要があるんじゃないかというご質問をいただきました。その質問は、学校教育の視点でということでした。社会教育課も当然、本日ご説明したような取り組みを行っていくんですが、給食センターの方で、今は旬ではないんですが、旬になりましたら、大根を使った料理を献立の中に組み込んで、皆さんに味わってもらおうと思っております。また、その献立には佐伯先生の功績を掲示しようということで、今計画を進めております。また、各学校において、お昼休みに放送担当の方が、献立の説明とかをするんですが、そこで佐伯先生がどういう取り組みをして、どういう発見をしたのかというようなことも、各学校で周知を行おうということで、今計画も進めておりますので、学校教育と足並みを揃えて考えているところでございます。補足でございます。

(胡会長) ありがとうございます。とてもいい取り組みだと思います。加えて子供向けの教材みたいなのも作れば、わかりやすいかと思います。放送だけでは、なかなか頭に入らないので、佐伯博士を称える意味でも、そういう人が郷土の偉人としているというのを子供たちに覚えてもらう上でも、考えていただけたらと思います。はい。絵馬も非常に貴重なものだと思います。加藤

嘉明ではないかもしれないということなのですが、慶長 7 年という扁額は、非常に古く、慶長期の扁額なんて、ほとんどないので、その点でも貴重だと思います。また、継続的に検討をお願いします。その他、いかがでしょうか？はい、どうぞ。

（委員 5）普及とあって、今年度としては、「広報いよし」は、ほぼ毎月書かれているんですか？

（事務局 3）はい。「広報いよし」、伊予市公式 SNS そして各地区の公民館だよりにつきましては、積極的に発信するようにしておりますので、今年度も維持する予定です。

（委員 5）どちらかというと、不定期なイメージでよろしいですか？

（事務局 3）そうですね。シリーズ化しているというよりは、不定期に、公表すべき情報がありましたら、発信しています。

（胡会長）よろしいですか。他ございませんでしょうか？はい。それでは、続いて（4）「歴史資料の受贈受託および整理について」説明をお願いします。

（事務局 3）本文 3 ページをご覧ください。前回の審議会以降、受贈受託した資料を報告いたします。①の受贈は 1 点のみで、灘町の個人様から処分予定の古い食器がたくさんあると相談を受け、確認に伺った結果、江山焼の可能性がある小皿 2 点を発見しました。資料 4 の 1 ページ目をご覧ください。鮑の貝殻を象った小皿 2 点です。陶印から判断したほか、専門家に写真を送って御意見をいただきました。「伊予市指定文化財の指定基準に関する要綱」と照らし合わせて、第 2 条（有形文化財）における（2）工芸品のなかの「伊予市の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの」に相当すると判断し、受贈しました。

次に②ですが、今年度は、受託している寄託資料のうち 2 点が、3 月末で寄託期限を迎えます。1 点目は、『灘町堀井恭弼収集資料』一式です。これは後ほど扱います。2 点目は、『灘町宮内家文書』です。これは、所有者様が愛媛大学の先生に整理作業のために貸し出していたものの、先生のご退官を期に保管場所を旧伊予市立図書館に移したもので、その寄託期限が今年度末となります。これら 2 点の扱いについては、所有者様のご意思を確認のうえ手続きを行います。以上です。

(会長) 今の2点につきまして質問、ご意見をお願いいたします。

(門田会長) はい。『灘町宮内家文書』ですね。ご存知の通り、目録が近世編までは一応できてまして、今後の調査をこれから始めていくことにしまして、この中には指定文化財もありますし、新たに調査してですね。貴重なものもありますので、この寄託期限を延期していただくということで、お願いしたいと思います。

(胡会長) ありがとうございます。他いかがでしょうか？よろしいですか？はい。それでは続きまして、次、(5)「市内の指定・登録文化財の現状について」をお願いします。

(事務局3) はい。本文4ページをご覧ください。前回の審議会以降、複数の指定文化財、登録有形文化財で問題が発生、ないし発覚しましたので、御報告します。

まず①市指定文化財「三島神社の二重門」の現状についてです。垂木の一部が剥落しており、修理したいと所有者様より相談ありました。写真は、資料4の2ページ目をご覧ください。「伊予市文化財保存顕彰事業費補助金交付要綱」に則り補助予定です。見積もりの作成時に破損箇所を精査し、毀損届の提出を依頼する予定です。

続いて②国登録有形文化財「宮内家住宅主屋」の毀損についてです。資料4の3ページ目をご覧ください。これは、4月6日に、主屋に自動車が発生し、出格子等が破損したものです。委員6や建築士の方々の御尽力ですぐに応急措置が実施されました。文化庁と愛媛県教育委員会に報告済みです。

次に、③県指定史跡「伊豫岡古墳」における倒木の発生についてです。資料4の4ページ目をご覧ください。4月28日に、伊豫岡古墳（伊豫岡八幡神社境内）で倒木が発生し、上之川神社の拝殿屋根が損傷しました。墳丘への被害は確認できませんでした。愛媛県教育委員会に報告のうえで5月に倒木を撤去しました。同時に支障木10本を撤去しました。

次に、④市指定文化財「猪の窪1号墳の副葬品」の保存処理についてです。資料4の5ページ目をご覧ください。当時も審議会で御報告しましたが、令和5年度に愛媛県歴史文化博物館で4点を保存処理しました。しかし今回、全体的に状態が悪化していることが判明したため、愛媛大学のM先生に相談中です。来年度、全点の保存処理を計画しています。問題点としては、全点が20年以上前の時点で既に保存処理されていたとみられますので、過去にどのような手法で保存処理を行ったのかを確認する必要があります。

最後に、⑤ 市指定天然記念物「ナギ」の現状についてです。資料4の6ページ目をご覧ください。5月29日に地元より管理等について相談があったため、現地確認しました。現状ですが、幹は、十数年前の台風で上部が折れたようで、金属板をあてている状態です。文化財説明看板は表面が風化して、文字はかなり擦れていました。過去の記録がないことから、平成19年度以前に設置した看板とみられます。地元は修繕を希望しております。これについての対応ですが、今年度末に、予算の執行状況によりますが、樹木医に診断を依頼する予定です。看板は来年度以降、文化財説明看板の修繕候補とします。しかし、現在の文面は、ナギの木の概要ばかりが書かれており、ナギの概要は「大きくて珍しい」という記載しかされていないため、指定基準に則り、学術上貴重で、市の自然を記念するものとして評価する必要があります。以上です。

(胡会長) 以上の報告について質問ご意見お願いしますです。

(委員2) はい。いいですか。

(胡会長) 委員2。

(委員2) 樹木についてですが、去年一昨年の猛暑、これによってほとんどの木が弱ってるんですよ。今年になってから、私、あちこち回ってるんですけども、話がちょっと違うけど、クマがよそで出てくるけど、あれ、どうして出てくるかというと、餌が無いんです。簡単に言うと。というのも、私どもは前の山を毎日見てますが、山が順々に荒れていってるんです。だから、うちの近所の果樹園の果樹が次々と枯れて行ってるんです。そういう時代ですから、もうこれはあの温暖化を止めない限り、どうしようもありません。そして六反のナギは、これ十数年前にあった時も、私もちょっと行って話をしたんですけども、これはもう、指定を解除してもいいんじゃないかと。以前に、唐川の方に椿を診に来てくれと言われたことがあるんですが、この樹木、生物の指定というのは、これからよっぽど慎重に考えないと、手当するのが大変なんです。樹木医だって半端なお金で済みませんし、それからこの六反のナギもですね、私が大字の役員しとった頃の話ですから、大字で肥料や薬を買って手当したんですが。ですから、私が委員だった時に、椿の話で、もう椿の指定はやめてくれって冗談的に言ったことがあるんです。ですから、樹木は現状を見られて、やばいもんから、そろっと解除するなりなんなり外した方が賢明と考えます。それから学術的な価値も、たとえば椿なんかも珍しいですが、学術的には何の価値もないんです。ナギなんかも、結局こら辺に少ないから珍しいだけで、なんの変哲もないものですから。ですから、

そういう観点で見られて。話が長くなりましたが、今年は植物がガタガタですよ。秋の花が既にもうたくさん咲いてます。オミナエシが満開です。こういう状態ですから。いろんなものの保存が難しい時代になりました。また保存についてはお話します。

(委員 10) はい。

(胡会長) 委員 10、お願いします。

(委員 10) ナギは、ここは雄ですか、雌ですか？私も存じないんですが、伊方町に行った時に直径が 4m ぐらいあるナギの木がありました。すごいなと思って。

(委員 2) はい。そういう大きいのならいいです。

(委員 10) はい。中山の史談会で使用させていただいてるところでも、隣に迷惑だから切れということで、根元から切ったんですけど、葉っぱを引っ張って見たら、すぐ切れるんで、ナギやったら切れないはずなのに、何やったんやろうな？って花を見たら、他の木のような気がしたんですけど、ように見てみたら、もしかしたら、ナギやったんじゃないかなって。私も詳しくはないんですけど。はい。特徴としたら、ナギの葉っぱに似ておりました。試しに私も挿し木をしてみたんですけど、つきませんでした。はい。ご存知の方があったら。私もここを仕事で走りよったもんですから、ここにナギがあるのは知ってたんですけど。もし、そういうところご存知の方があったら、私も興味ありますけど教えていただきたらと思います。

(事務局 3) はい。今の質問ですが、雄株です。

(委員 11) よろしいですか。

(胡会長) 委員 11。

(委員 11) すいません。④ですね。猪の窪 1 号墳の副葬品の保存についてご説明ありましたが、資料 4 の写真を出されておりますけれども、1 点ということではないですよ。今写真掲げられてるのは 1 点ですけど、全体の数と、他の今写真 1 つですけども、これセットアップさんというところで整理された時の写真だろうと思うんですけども、これいつの時点のものなのか。それと、それと全

体像ですね。何点のうち、何点がこういう状況になってるのか。それで来年度、どの程度この処理を予定しているのか。これ、保存処理はすごくお金のかかる話で、もう数十万とか数百万とかなる話ですので、その辺の見通しを教えてもらいたいのと、これ下の現況も写真で見る限り、かなりテカってますよね。保存処理失敗してるように、私の感想ですけど、テカリがすごいので、ここまでテカると、あまりよろしくないという。私も保存処理あんまり詳しくはないんですけども、学生時代勉強したところではそういうことを教えていただいたように記憶しますので、前回、令和5年度ですね4点保存処理したという。その前後で、どうだったかっていうのも、わかれば教えていただきたいと思います。今日は多分用意されてないので、その辺をご説明された方がいいんじゃないかなと。ここに、もう過去に既に保存処理されてるっていうのがありますので、今までの保存処理がどうだったかっていうのは検証しないと、今まで税金なりを使って保存処理されてるわけですね。再度追加して保存処理を要求するっていうのは、今までの状況はどうだと、厳しく問われると思うんですね。要求するにしても、どうして失敗してるのか、それについては説明が必要だと思います。これは、私が考古学に関わっている所以说うわけではなくて、一般市民への説明がすごく問題になると思います。その辺は、今日は難しいかもしれませんが、考えていただきたいと思います。私も事務局の方を責めてるわけではなくて、この資料は非常に重要でありまして、ここで提示されてるのは鉄製品ですけど、人骨も出てます、そして赤色顔料、これ一式で指定になってもおかしくない資料であると思います。指定になってますけれども、この県内見ても、この時期の前期の終わりぐらいから中期ですね。この時期の資料って、全くありません。比較資料がなくて、伊予市さんの倉庫に入ってるんでしょうけども、当然、県の常設展示にあってもいいような資料ですので、その辺を理解した上で、今後の保存処理について検討いただけたらと思います。以上です。

(胡会長) 今後の課題ということによろしいですか。何かコメントされますか。一応質問が出てるんですが、答えられますか。

(事務局3) 答えられる範囲でいきますと、M先生と相談しておりまして、具体的にいくらかかるという話とか、何点を処理するかという話は、これから相談していくことで、予算の時期に向けて相談することになると思います。過去に保存処理をして、またやるのかという点につきましては、M先生によりますと、10年毎とかで何度もやっていくものだという話を聞いておりますので、前回やったのがいつかという話はまたこれから調査いたしますけれども、保存処理につきましては、何度も繰り返し処理していくものという認識で進めていきます。た

だし、どういう手法であるかにつきましては、慎重に検討してまいります。以上です。

(胡会長) また今後の課題も多いと思いますので、今後、継続してください。

(委員 6) はい。

(胡会長) 委員 6 お願いします。

(委員 6) はい。すいません。ご心配おかけしますが、先に②ですね宮内家住宅の主屋ですね。4月6日に車が、初めてでしたが、飛び込んでくるということで、写真の通りでございます。破損しまして、それについては届出をしました。それから現状ということで、とりあえず、この出格子は、明治時代の写真が残っております、当時の写真に基づいて、建築士会の文化財・まちづくり委員会の委員長と一緒にですね、その当時のものがここにあるということで、150年ぐらい前には、ちゃんとここに出格子があったということで。釘も全部竹串でして、これが割れてしまうと。一応この部分につきましては、保険の関係もありますので、保険会社と交渉をしまして、この出格子の修理を早急に、大洲の会社で修理をしました。合わせて、こことですね、衝撃で下の方の屋根が12m分前にせり出すということで、一応瓦止めをしてたので、下へ落ちなかったんだけど、瓦が全て前に出てしまいました。樋の前まで瓦が飛び出すということになりましたから、12m分についての修理を行うということで、事故を起こした方と保険会社と話をつけましたので、これを今から修理することになります。合わせてこの12mから、この道路の向こう側まで、瓦全体も、そこだけ直してということになりますので、その半分は一応我々で修理をするということで、「灘町・宮内邸を守る会」で行うことにしました。それで、一応、景観重要建造物にもなってますので、市の方にもご相談をして市の景観補助金がありますので、それを申請して、この9月から開始するということになる。多分年内には改修できるんじゃないかなと。少し壁などの周辺などもこの機会にやろうということで準備しておりますので、年末までには綺麗な形で整備させられそうです。

(胡会長) ありがとうございました。委員 8。

(委員 8) はい。失礼します。三島神社の二重門のことについて出ましたが、意見とか質問ではなくて情報提供ということで2月から4月にかけて、東京の阪急交通社の四国のミステリーツアーの中に、この三島神社を組み込んで、

「ぜひ地元の人で案内をしてほしい。」というような依頼がありまして、地元で双海史談会が、せっかく来ていただけるんだからということで依頼を受けまして、都合 12、3 回、関東中心とする 20 人から 40 人ぐらいの団体客が松山空港に着いて、バスですぐ双海の方に来ていただいて、シーサイド公園でトイレを済ませて、この三島神社を訪れるという。で、参加者の方と私も何回かガイドしてきたんですけれども、参加者の方と会話をしていると、どこに連れて行かれるか本当にわかっていないという、一番最初の場所がこの三島神社で、三島神社には市の指定文化財がこの二重門の他、シイノキとか、扁額「金毛九尾悪狐退治の図」、その辺りの説明をしたり、狛犬が亀になっているという珍しいものがありますというようなこと、そのあたりを 30 分間ご案内して、冬の時期ではあったんですけれども、皆さん 300 段近くの階段を上り下りされて、しっかりと話を聞いていただいたと。ちょうど二重門の所から海側を写真撮ったものが非常に、「映える」写真ということもございまして、その辺りの写真をたくさん撮って帰られたというようなことが 2 月から 4 月にかけてございました。無事にガイドを終えたという事です。以上です。

(胡会長) ありがとうございます。何グループも来るんですか？

(委員 8) 1 回ではなくて、1 回 1 グループ 40 人ぐらいが大型バス 1 台でやってくるということで、それが 1 週間に 2 回とかのペースで回ってくるというような感じで、割り振って案内をいたしました。本当に、東京から出発して松山空港に着いて一番最初に来るので、バスの中に乗っている人たちは、一緒に参加した夫婦とか親子とかは知ってるんですけど、その隣の人たちっていうのは知らない人、まだ知らない人ばかりなんで、何となくガイドもやりにくいというのがあったんですけど、それでもしっかり話を聞いてくださって、楽しく過ごせたと。

(胡会長) いいアピールの機会になりそうですね。ありがとうございます。その他ありませんか。よろしいでしょうか？はい。先ほどからお金の話が出てますけれども、三島神社の二重門も修理するということなんですが、そういったこの文化財の修理のための予算っていうのは、年間どのぐらいつけてらっしゃるのでしょうか？

(事務局 3) 常につけているというよりは、指定文化財につきましては、要綱に依拠して次年度予算として予算を組んで、補助するという形で行っていますので。例えば今回の三島神社の二重門も、予算的にこれぐらいかかりますよ、というのを予算の時期までに受けて、実際に来年度やりますよとなれば、来年度に向けて

予算を作成する。間に合わなければ、2年後ですという話です。

(胡会長) 翌年度に予算を組むと。

(事務局 3) これも所有者様次第です。少なくとも今ご相談を受けてる状況ということで、いくらぐらいかかりますって話になりましたら、来年度予算を。今回、猪の窪のほうと合わせて 2 件というのはかなり厳しい状況ではありますが、市の指定文化財である以上は、そういうことは出来る限りやりますので。よろしくお願いします。

(胡会長) はい。わかりました。予算確保の方もしっかりお願いします。はい、それでは、よろしいでしょうか？では、続きまして審議事項になります。佐伯矩関係資料の市指定についてというものでご報告いただきますが、ぜひこちらの方も審議事項ですので、様々意見を賜りたいと思います。では、報告をお願いいたします。

3. 審議事項

(1) 「本郡伝来の佐伯矩関係資料」4 点の市指定について

(事務局 3) はい。では、本文 4 ページ下をご覧ください。前回の審議会で、佐伯矩の資料についての報告書を資料 9 としてご提示しました。今回、そのなかでご紹介した資料 4 点について、2 名の所有者様より指定申請がありました。添付資料は資料 5 をごらんください。専門家である T 学芸員と U 先生の意見書 2 部、そして写真や概要を示した資料 1 部となっております。適宜御参照ください。

まずは、本文の 5 ページに沿って説明いたします。今回対象となる資料の名称は「本郡伝来の佐伯矩関係資料」、種別は「歴史資料」、員数は 4 点です。

「文化財の概要」を読み上げます。「和紙に墨書。掛軸に表装されている。幼少期から医学部進学まで伊予市本郡で過ごし、世界に先駆けて栄養学を確立した佐伯矩(1876～1959)による書である。本郡在住の友人、長尾金三郎・大塚諭義に贈られ、子孫宅で保管されている。贈り相手の名前が明記された「尊栄養者必尊農」「有農有栄養」は栄養学と農業生産を不可分のものとして捉える佐伯の思想が読み取れる。「君か爲われは盡さむ國民の血をつくるてにわさをみかきて」は、昭和 8 年以降の作と推察され、国民の健康増進に邁進する佐伯の決意と愛国心、奉仕精神を表す。「栄養五十音」は昭和 15 年以降の作で、栄養の基本や食料備蓄の重要性を説く。これらは、研究成果を国民の生活改善へと広く還元しようとした佐伯の栄養改善思想と、その多角的な普及活動の実態を知る上で極め

て重要な資料である。」

「申請の理由」栄養学や国家、農業に対する佐伯の思想や、故郷本郡での交友関係を示す資料として歴史的な価値が高く、伊予市と偉人を繋ぐ歴史資料として保護する必要がある。

所有者や所在地の情報や保護措置などは、資料 5 の写真の横に記載しております。

(胡会長) 文化財の概要と申請の理由も説明いただきました。それから意見書が出てますので意見書についても全て説明をしてください。

(事務局 3) 資料 5 をご覧ください。

①「尊栄養者必尊農／爲長尾金三郎君囑 佐伯矩」(栄養を尊ぶ者は必ず農業を尊ぶ)

所有者：〇〇(県外在住)

所在地：伊予市本郡〇〇(〇〇氏宅)

形態：和紙に墨書。掛軸に表装されている。

保護措置：状態良好。現状維持が望ましい。

備考：管理責任者は〇〇氏とする。所有者と管理責任者は長尾金三郎の孫。

②「有農有栄養／為大塚喩義君囑 佐伯矩」

(農業があり、栄養がある)

所有者：〇〇(伊予市本郡〇〇)

所在地：伊予市本郡〇〇(〇〇氏宅)

形態：和紙に墨書。掛軸に表装されている。

保護措置：常時壁に掛けてあるため、和紙が日焼けしている。日光の当たらない場所での保管を所有者にお願いしている。掛軸の表装部分を修復したいとのことなので、和紙部分は触れないようにお願いしている。

備考：所有者は大塚喩義の曾孫。

③「君か爲われは盡さむ國民の／血をつくるてにわさをみかきて／矩」

(君が為 我は尽くさむ 國民の 血を作る手に 技を磨きて)

所有者：〇〇(県外在住)

所在地：伊予市本郡〇〇(〇〇氏宅)

形態：和紙に墨書。掛軸に表装されている。

保護措置：状態良好。現状維持が望ましい。

備考：管理責任者は〇〇氏とする。所有者と管理責任者は長尾金三郎の孫。

④「榮養五十音 従三位 佐伯矩／やしなひにからたつくりぬ／いのちうまる
よきをわけて／とれみめむねあすもはえん／おほゐゑさそろへふゆこせ」

（養いに 体作りぬ 命生まる 良きを分けて摂れ みめむね 明日も栄えん
大いえさそろえ 冬越せ（一部解釈できず）

所有者：〇〇（県外在住）

所在地：伊予市本郡〇〇（〇〇氏宅）

形 態：和紙に墨書。掛軸に表装されている。

保護措置：状態良好。現状維持が望ましい。

備 考：管理責任者は〇〇氏とする。所有者と管理責任者は長尾金三郎の孫。

（意見書 2 通の内容を読み上げ）以上です。ご審議の程よろしく願いいたします。

（会長）それでは、ただいまの報告についてご質問ご意見をお願いいたします。

（委員 6）はい。どうもありがとうございました。今、詳細説明していただきました。実は、もう 20 年前になりますけども、佐伯矩の五十回忌がございまして、そのときに、文化協会とか、当時の商工会の皆さんと一緒にですね、榮養寺に佐伯矩の顕彰碑を作りました。実はちょうどその時も、愛媛県知事の加戸知事、文化省の学校給食担当だったということや、榮養士会の会長さんたちが、改めて佐伯矩の顕彰ということで、ちょうどそのきっかけになったのが、1 つは、亡くなりましたけども、史談会の日下部先生が、佐伯矩の小伝というのをまとめられて、一応これは、郷土史の中で佐伯矩についてのものが基本としてあったんですけども、その後佐伯矩展とか、日本榮養士学の研究とかありました。それを改めて総集編をした、いわば佐伯矩について、地元にいる歴史家が、地元のいろんなものをまとめましてですね。出しました。そのことがきっかけになって、佐伯矩について注目がされたというのが、1 つのきっかけになりました。実はその後、先ほど言いましたけども、ちょうど今年が生誕 150 年ということもありますけども、榮養学校、それから榮養士ができて 100 年というのは、この 2024 年から 2026 年度ですね。そういう節目になるので、NHK だとかいろんなテレビが取り上げるとかですね、非常に佐伯矩についてのことを再発見したり、調査研究が始まりまして。そういうきっかけで、今回こういう、先ほど言いましたように、DAIKONMAN が市政 20 周年で取り上げられるようなことになりました。実は、150 周年記念で、この 5 月に文化協会の総会で行いまして、記録映画が 1960 年の時作られています。どういう記録映画かということ、佐伯矩が亡くなった時、葬式に

5000 人集まったんですね。その葬式の様子を記録にしたものが、映画社に出されまして、その中の最後のところに、佐伯矩のお骨を持って松山に帰ってきてですね、本郡や五色浜を訪れるというシーンがありました。その本郡の長尾家に皆さんが集まった紹介の中に、この 4 つの掛軸が出ております。実は、佐伯矩の掛軸というのは、残ってるというのは、私はその記録映像で知ったんですけども、佐伯矩に対する注目がですね、いろんな形で進む中で、子孫の方々が、こういうものがあるよということで、おそらくそういう経過の中で、文化財専門員あたりが調査されてですね、発見されたという、ちょっと長々と経過を話したんですけど、そういうものでした。

今回、こういう恰好で指定文化財の申請が出ているということで、いくつか質問をしたいと思うんですが、一応申請者は、所有者は〇〇さんとそれから〇〇さんという方になるわけですね。このそれから管理責任者は〇〇さんですか。いうことで、一応同意といいますか、その申請することについての当然同意とかはどうやってるのかというのが 1 つ。それを確認させていただきたいと思います。それから、内容的なことは T さんが意見書の中にも書かれてますし去年の 12 月に県の生涯学習センターで人物企画展がありまして、これは非常に我々も衝撃だったんですけど、佐伯栄養専門学校の中にあった資料がまだ残ってるんですけど、私らも調べなかったんですけど様々な部分も新しく出ましたから新しい知見や情報が届けられました。その中で特に業績面はかなり詳しく、いろんなところでやったんですけども、佐伯矩がどういう家に住んでいたのかという、それから間取図までが出てきました。そういうことで、こういう貴重な地元の情報といいますかね、どういう暮らしの中で、佐伯矩が育ったのかということがわかりました。佐伯矩は、その子供さんは、本人を含めて 2 男 4 女、8 人で本郡に住んでいたわけですね。そういうようなことが分かったりしましてですね、いろんな情報が改めて出てきました。特に今回の、この 4 つの資料は、ここに書かれてあるように、佐伯矩の思想であるとか、佐伯矩がずっと地元本郡の人たちとどういう交友関係があつてですね、そういう交際についての資料ということでは、非常に貴重なものだということに私は思いますし、U 先生も、若い先生ですけど意欲的な本を出されてるなど。そういう意味では、学術的評価というのは、おそらくこういうことだろうと思います。

あと懸念するのは、見つけられました長尾金三郎さんの子孫の方々が持っているこの 4 点と、それから今わかってるのは、北山崎小学校佐伯矩がおられたその学校に「栄養」という額が 1 つあります。それからもう 1 つは、栄養寺に、これはシンポジウムの中でも和尚さんお話されましたけど、栄養寺の和尚さんは本郡の山崎さんというところから〇〇が来られて、山崎さんのところに書いていただいた額があつたんですね。その本郡の実家にあつたものを、栄養寺の方

で、一応ゆかり、まあ直接栄養と栄養寺がどう繋がるかは置いておいて、その扁額があります。その他にも扇子であるとか、所在がわかりませんけども、おそらく他にもあると思うんですね。佐伯矩の遺品というものがね。ですから、この4つについては、私はこういう趣旨で文化財指定はいいんだけど、そういう、こういう歴史的に大事な人たちの遺品というものをですね、どの範囲で指定していくのかというあたりの考え方を整理しておかないと、またこれから出てくるとも、十分可能性があるんじゃないかなと思います。おそらくここには書いてないですけども。来歴が何年に書いたかというのはわからないですね。ですから、おそらく長尾さんここにありますが、「君が為～」という。これは先ほどありましたように、昭和10年頃に、佐伯矩の歌集の中にありますから、それ以降でしょうということと、それから従三位が出てくるということは、昭和16年以降だろうということ。ちょうど昭和16年頃はですね、もう既に佐伯専門学校は、昭和13年に戦争が始まりますから、国立栄養研究所が廃止されるんですね。栄養研究所が廃止されて、もう佐伯矩は退職するんです。退職をして、佐伯矩は16年頃はですね、日下部先生の本の中にもあるんですけども、しばしば村に帰ってきてですね。故郷を訪れ、母校を訪ねたり知人を訪問したりしているということがありまして、大体このその頃にこういう当時の友達であったり、親しい方に乞われて書いてるというふうには推測されます。ですから、来歴が少しどういうふうにできるかっていうことも、少し確認。つまり申請者の同意と、それからそれからその他、新しく佐伯矩に関するこういうものが出てきた時の取り扱いをどうするのかということ、もう少し補足しないといけない部分があるんじゃないところを。

(胡会長) 事務局お願いします。

(事務局3) はい。3点のご質問ありがとうございました。まず1点、まず所有者様に関しては、申請をいただいたので問題ないことと。管理者の方の〇〇様につきましては、口頭ではありますが確認をしております。指定された時には、管理者責任の申請という形で書類を書いていただく予定です。他にもあるのではないかとすることは、こちらの方でも考えておりますので、事務局の考えを述べさせていただきます。まず、既に委員6が言われた通り、また前回審議会の資料9で説明しました通り、「栄養」と書かれた扁額も伊予市内に何点かございます。〇〇氏も1点所有しています。ただ、ただ単に「栄養」と書かれているだけの扁額を文化財に指定することは、現時点では考えていません。今回申請のあった4点が重要なのは、贈り相手の名前が書かれていること、書かれている内

容から佐伯矩の思想が読み取れることでありまして、佐伯矩の掛軸を全て指定するという訳ではありません。もちろん、扁額の指定も一時期考えたのですが、所有者の方の一部は指定をしたくないという意思を示されておりますので、そういった事情もございます。もし類例が新たに見つかって、かつ所有者の方が「是非」と申請された場合、追加指定ということも考えられます。現時点で申請があったのは、この４点ということです。年代がわからないという意見はごもっともでして、それも懸念なんですけれども、例えば伊予市の指定文化財も、例えば「灘町図」みたいに、正確にいつ描いたかわからないものもございますので、年がはっきりとわかっている必要は、必ずしもないという考えではあります。以上です。

（胡会長）他の委員の皆さん、何かご意見ありませんでしょうか？質問でも構いません。いかがでしょう。

（委員１）先ほど、栄養の額は数点市内にあって、そのほとんどは「栄養」ということしか書いてなく、佐伯の思想とかそういうものを表すものじゃないということで、今のところはこの４点が重要だというお考えか、ということを確認したいです。

（事務局３）はい。

（委員１）承知しました。１つはですね、先ほど委員６がおっしゃったように、栄養寺さんの方にある「栄養」の扁額っていうのは、本郡の山崎家の方から伝来してきたものであるという意味で言いますと、地域性のある資料ということで、ここの資料５の資料に相当するんじゃないかなという、そういう考え方もあるかなというふうに。これ私の単なる考えです。あとですね、２番「有農業有栄養」と５文字で書かれてますけど、一番上「有」ですか？これ、ＴさんもＵさんも「有」て書いてあるんで、そうなんだろうなと思うんですけど、字体は１文字目と３文字目は全然違うんで、いかがでしょう。

（事務局３）はい。ありがとうございます。２点の質問ありがとうございます。まず、１点目の栄養寺の件につきましてはですね、議事録からは削りますけれども（個人情報につき削除）。

（委員１）なるほど、ありがとうございます。

(事務局 3) はい。次に「有」についてですが、逆に胡会長の御所見を逆にお訊ねしたいですが、よろしいでしょうか？

(胡会長) はい。「有」でいいと思いますが、そういう言葉がありますか。彼が残した著書とかに載っていますか？この掛軸だけじゃなくて、いろんなところで言ってる言葉なんですか？

(事務局 3) 具体的にこの 5 文字が何か載っているかという話は…。

(胡会長) でも、意見書にそう書いてあったと思うんですが。今のやり取りで私が気になっていることがあります。1 つはこの佐伯矩という人が偉人であるということは、間違いありません。それは伊予市だけではなく、全国的な偉人です。それを伊予市が文化財指定をするという、このことが一番重要であって、つまり佐伯のいろんな考えが出てくるかどうかというのは、問題ではないと思います。問題なのは、ここの申請理由のところにある故郷本郡での交友関係を示す資料として歴史的な価値があると書いてあるのですから、伊予市との関係が歴史的に重要だから指定する、そのことが重要なわけですよ。佐伯矩が偉人であるというのは間違いないので、彼の考えを示すかどうかというのは、前提としてある話で、伊予市との関係を示す歴史的な資料、その証拠を書き並べなければ、伊予市の指定文化財として認められるということにはならない。佐伯矩の考えはいいんです。それは全国的に認められていることだから。そうではなくて、特に県や市の文化財指定というのは、完全性と地域性この二つだと思います。完全性というのは、今も意見交換で出たように、それが全てなのかということ、唯一無二なのか、そして全てなのか、地域性というのは、伊予市にとってどうなのかということ。これをきっちりと表現していかないと、伊予市の文化財にはならないと思います。もちろん価値はあると思います。今の表現方法がちょっと足りないのではないか、と思います。意見書の中にも、他の市町にはないと書いてあるんだから、伊予市の、しかもある一定の地区にあるということが特徴であれば、それを全て文化財指定していくという方針で臨むけれども、所有者が希望しないのであれば、それは外すということになろうかと思います。今委員 6 からいろんな情報提供いただいて、伊予市の文化財として素晴らしいなと思ったのは、葬儀の時に 5000 人も集まって、そこ掛かっていた書がこれであると(事務局補足：葬儀が行われたのは東京。掛軸は、佐伯矩の遺族が本郡に立ち寄った場面で登場する)というようなことであるとか、先生が書いた著書の中に、伊予市の知人をたくさん訪問してたということが書かれてる。こういったところが、伊予市との関係を示す証拠になるので、そういうことを、もう少し指定申請の理由に付

け加えて、交友関係を示す資料として歴史的な価値があるっていうので、示す必要があるのではないかと思います。佐伯が偉人であるというのは、もうわかっているのをそれを伊予市が証明する必要はありません。伊予市との関係を証明するということに専念していただく方が重要だと思います。

それから、各写真について、「形態」を訂正いただきたいのですが、「紙本墨書掛幅装」というのが正確な形態です。それに伴って文化財の概要ですが、基本的にはこれでいいんですけども、最初のところは「紙に墨書。掛軸に表装されている」という表現にあたる文化財は山ほどあるわけですので、今回の文化財を特定するような言葉に書き換える必要があると思います。特に一番最初の言葉ですので、佐伯矩が伊予市で書いた書であるとか、そういった今回の文化財の特徴を、形態も含めて書く必要があると思います。先ほど出た、他にもあるというようなところも含めて、検討をいただいて、もちろん希望しないところは、外しても構いませんので、伊予市と佐伯矩の関係を示す資料である、ということにもっと重点を当ててほしいと思います。それと、他の市町にはないというところは、間違いないんでしょうか？

（事務局 3）今、確認してるのが西条市さん。西条市教育委員会に確認してから、今確認できていませんということで。それから松山東高等学校、母校の中学校の後身ですので確認しましたが、こういったものはないということ。佐伯栄養専門学校さんにも無いということでして。全ての自治体にかけて証明することはできないので…。

（胡会長）今調べたところは、ないということですね。

（事務局 3）はい。

（胡会長）はい。わかりました。

（委員 1）1点だけいいですか。

（胡会長）はい。

（委員 1）②の方で〇〇さんの曾孫と書かれていますが、これお孫さんじゃないかなと思う。全然、人様の家系についてとやかく言うつもりもないんで、もういっぺん再確認した方が。

(事務局 3) 確認はしております。

(委員 1) そうなんですか？

(事務局 3) 今の所有者様が、なぜ知っているかという、今の所有者のお父様が、
おじい様である喩義さんから聞いた話を、曾孫である現所有者様が聞いている
…。

(委員 1) うんうん、はい。いや、これ（個人情報につき削除）ちょっと気になっただけですので、文章にする時には再確認した方がいいかなと思って、ちょっと言ってたわけです。

(事務局 3) 再確認します。

(委員 1) それと、あと④番の方で「一部解釈できず」と書かれておりますよね。
これ、「みめむね～」とかの部分が一部解釈できずという意味でしょうか。

(事務局 3) 完全に私の読解力の問題ですが、他の 3 点は意味がわかるんですけど、これだけは、これだ、という意味で、私の方で解釈できていません。

(委員 1) これは一応、T さんの方に書かれていますよね。

(事務局 3) そうですね。私がまとめた資料を T さんに提供して、それを更に T さんが解釈しています。私の解釈とは別に書かれたものです。

(委員 1) いいんですけどね。一応「みめむね」は、多分見た目の「みめ」で、「むね」は、Breast の胸です。だから「みめ」の方が肉体で、「むね」が、「心はこの胸にある」ということで、精神を表していると、私は解釈しますし、「ゑさそろへ」は、そのまま餌、食事ですね。私の考えを参考までにお伝えしとこうかなということ。あと、制作年代なんですけど、一応『愛媛の栄養改善史』という本を読みますと、大正 14 年に今治で先生方の集まりに呼ばれて、それから 17 年ぶりに栄養士会が愛媛に呼んだみたいなことを書いてたんですよ。だから、それから考えると、(この資料は) 昭和 17 年以降に書いたのかなと。後の時代になると思いますが、そういった文献をもっと調べていけば、公式の記録、先ほど委員 6 が言ったように、プライベートで、お忍びで来られたものまで合わせ

ると、いつ書いたか分からないんですが、昭和 17 年とすると、佐伯矩が 66 歳ぐらいで、金三郎さんと喩義さんが多分 56 歳か 7 歳ぐらいの年代で、大体合うんじゃないかなと思ってます。そういう感じで、もうちょっと深掘りしていけば、更に、年代に価値があるとは事務局さんはおっしゃってませんでしたけども、やっぱり資料だったら、制作年代がある程度わかった方が、もっとお宝度がアップするんじゃないかなと思います。ぜひとも、今後の調査を期待しております。

（事務局 3）ありがとうございます。

（胡会長）委員 6、お願いします。

（委員 6）はい。胡会長の方から。要するに、伊予市にとっての文化財というのをね、どれだけ市民の皆さんに理解してもらうかが、大変で、佐伯矩の業績は全国的にも世界的にもはっきりしてるんだということなんです。実は、佐伯矩がここで育って来た家庭ですね。そのことなどは、郷土誌だとか、あるいはその後の日下部先生がまとめられたものだとか、その中に足跡があります。ですから、そのことの中で、ここで育ってきたということがですね、やっぱり市民の中にやっぱりちゃんとわかるようなブランドみたいなものを、少し佐伯矩の紹介をするところにですね、強調といいますかね、少しきちんとして、その中でふるさとの交友関係がですね、こういう形で実ってるんだということがわかるものを、やっぱり作らないといけないなと。事実に基づいて作っていけばいいと思われそうですんで、日下部先生がまとめた時はですね、私らもこれを最初に読ませていただく時、書いてありますように、長尾金三郎が、三津浜の医師をしていた父である卓爾を迎えに行ったということになってるんだけど、もう年齢的に全然合わないんで、多分、金三郎の父ぐらいの人かね、あるいは大塚さんだとか、これは庄屋さんやったり、長尾さんも庄屋さんですけど、そういう村の有力な方々が、皆さんがお連れして招いたということがやっぱり事実だろうと思います。そういうことも少し思いますんで。あと、子供のころのことですね、少しどういうふうな過ごし方をしてたのかとかいうこともありますし、また、先ほど言いましたように、間取り図がでてきまして、間取り図のところのメモのところ、これは非常に興味深いんですけど本村の郷土行事が書いてあるんですね。そういうようなことも、どんなような郷土で暮らしをしてたかというようなところも出てるので、そういうものも紹介するとですね、佐伯矩がここでふるさとの中で、要するに楽しんでですね、暮らしていただくというようなことがわかるというようなことも少し入れていく、というふうにすると、やっぱり、いかに佐伯矩にとっての伊予郡本郡村というのが、大事な場所だったかというようなことが、皆さんに見えて

くる。その交友関係の中に、この4つの、全部探すべきだと思うんですけども、学校には当然、栄養学の先生が来たら、扁額を書いてもらいますよね？子供らにも食べ物と栄養の話をしたとかですね。そういうようなこともありますから、そういうものも入れて、少なくともこのエリアの中に今現在見つかったものは全部指定するというぐらいの考え方で、少し整理した方がいいかなという気がします。栄養寺さんは、ちょっと置いておくということ言ってますけども、今日も電話したら、先ほどもありましたが、本郡の山崎さんが書いてもらったものですから、やっぱ書いてもらったということは、そういう関係がある方が書いてもらってるわけなんで、現在としては、見つかったものが今の現状ですけど、また見つければ、そういう物語といいますか、歴史も浮かび上がってくるといいますから、ぜひそういう内容で申請書を少し作成してもらったなど。すいません。引き続き頑張ってください。

（事務局3）いいですか？実はですね。西條史談会様からの依頼で、今月、7月に出るんですけど、伊予市内でどのような資料が見つまっているのか、全部まとめたものを執筆させていただきました。その中で、例えば日清戦争に行って亡くなった本郡の方に向けに、佐伯矩が、当時2年生で書いた追悼文というのがあるんですが、どこで線引きすればいいのかわからないということ。また、栄養寺さんも基本的には一度断られるわけですので、またお願いする時にどういうふうにするのか、どこまでを指定するのかというのはかなり難しいということをご理解いただければと思います。ただ、いろんな所有者の方が、いろんなものを持っていらっしゃる状況は把握しておりますので、どこまでを指定するかという話は、また検討させていただきたいと思います。

（胡会長）いや、それがまさに完全性であって、全てを指定するのが前提です。佐伯矩を伊予市として顕彰するのであれば。その中で、当然いろんな所有者の方とか、いろんな条件で外れるものもあってもいいんだけど、基本は全部指定を検討する。最も大事なのが、彼が残したノートであるとか、さっき出兵の方に書いたとか、そちらの方が大事であって、むしろ掛軸とかになってる方が、歴史資料としては、価値が薄いと思います。もちろん指定してもいいんですけども、それは総合的なところが歴史資料としての文化財の素晴らしさですから、伊予市との関係の歴史が重要と書いてあるわけだから、それが明らかになるものは全て文化財です。それが指定理由なんです。掛軸になっているから、立派だからというのは、美術工芸品の考え方で、歴史資料というのは、紙切れ1枚が指定になるという裾野の広さが歴史資料の考え方です。

(事務局 3) 会長とは、今回の審議会の前にいろいろ話をさせていただきましたが、資料群ではないにしても、地域性として一括すべきというお考えでよろしいでしょうか。

(胡会長) 佐伯矩と故郷本郡で、交友関係を示す資料というのが、指定理由であれば、これに当たるものが(「資料群」であって、)全て(が価値あるもの)だと思います。

(事務局 3) ありがとうございます。

(事務局 2) はい。今の会長さんの意見を参考にいたしまして、こちらの方でも進めさせていただいて、また審議会の方でもご相談させていただきながら進めさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(胡会長) できるだけ指定理由とか概要とか、長くなっても構わないので、歴史的な表現をもっと入れないといけないと思います。彼の業績の話しか出てないけれども、むしろ文化財としての価値は、伊予市の中での歴史ですから、長尾家がどんな家かとか、どういう関係があったとかっていうところも、どんどん入れていって、意見書はこれでいいんだけど、事務局が作る資料は、地元の歴史の話をもっと厚くして、歴史資料としてふさわしいということを証明する文章にするべきだと思います。それでは、改めてこの資料については、調査を進めていただいて、書類を作成ください。文化財の価値については、皆さん同意していると思いますので、書類の形式だけ整えていただきたいと思います。それでは時間が来てしまいましたけれども、「その他」について簡単に説明をお願いいたします。

4. その他

(事務局 3) はい。手短に。では、本文 6 ページをご覧ください。まず、(1) 歴史資料の整理について、経緯をまとめました。読み上げるつもりでしたが、時間の都合で概要だけ説明させていただきます。平成 23 年度にはじまった整理作業についてまとめさせていただきました。課題として、現在所有している民具の数は不明なのが問題と考えています。よって、平成 24 年度以降に作成した民具の一覧表を作成して、同時並行で整理していく必要があると考えます。

つづいて、次の(2)「旧広島銀行保管資料の整理と移管検討について」資料 6 に写真を掲載しました。平成 31 年度の旧伊予市立図書館解体に伴い、旧広島銀行に移動させた歴史資料があるのですが、これを整理する必要性が生じたため、現在整理作業を行っています。恐らく昭和初期だと思いますが、古い地図、そして

来歴不明のカンムリワシの剥製がみつかりました。2月18日に伊予市文化交流センターの屋外倉庫に一部を移動させました。カンムリワシについて説明いたします。資料6に写真を掲載していますが、国内では八重山諸島にのみ生息する希少な鳥類です。絶滅危惧種であり特別天然記念物に指定されています。この剥製1点を旧広島銀行で保管していますが、当然、保存環境はよくありませんし、常設展示もできない以上、伊予市で活用することは難しいです。そこで、愛媛県総合科学博物館に問い合わせたところ、カンムリワシの剥製は所蔵が確認できないとのことで、受け入れ可能との回答が得られました。法律については確認中ですが、注意点として、来歴が不明な点が挙げられます。寄託資料ではないとみられますが、慎重に移管を検討します。

次に、本文7ページの(3) 寄託資料「東亜大戦/皇國大旗（昭和19年）」の今後について、をご覧ください。手短に説明いたします。米オレゴン州の元米兵の遺族よりお預かりしている日章旗なのですが、調査が完了しました。結論だけ申しますと、これは、旧日本軍の遺留品ではなく、恐らく土産物とし作成された偽物の日章旗であろうという結論に達しました。現在、歴史資料としてではなく、受け入れ先を探しています。見つからない場合、所有者様に返却する予定です。

つづいて、(4) 市指定文化財「垂飾品（宮下近辺の古墳群出土）」の名称変更についてです。これは出土場所が分かりました。これは「猪の窪8号墳」です。資料8の2ページ目に、8号墳の位置を示しています。「猪の窪8号墳」で見つかったんですが、現在の名前は「垂飾品（宮下近辺の古墳群出土）」となっていますので、名前を変える必要があります。この地図は、『伊予市内遺跡詳細分布調査報告書VI』にも掲載予定ですが、猪の窪古墳群は、1～12号墳まで、どの古墳がどれなのか、位置情報が錯綜していますので、今後整理していく必要があります。

次に、(5) 灘町堀井恭式収集資料の選別について。資料9は、委員1の御尽力を得て作成したものです。説明はしませんが、委員1から御指摘があったように、どう活用するか。図書館の蔵書として扱うのか、今後検討していく必要があります。

最後に、(6) 伊予市公式観光サイト「伊予市色々」の文化財関係の説明内容について、出典不明な情報が載っていました。これは現在対応検討中です。手短に説明させていただきました。伊予市のホームページに掲載されている伊予市の文化財につきましては、本文8ページに掲載しましたが、これまで説明看板を作る際に調査をした上で文面を修正してきましたので、それに合わせて内容を更新する必要があります。大変な駆け足でしたが、以上です。

（会長）ありがとうございます。ご質問ご意見をお願いいたします。

(委員 2) はい。すいません。

(胡会長) 委員 2 お願いします。

(委員 2) カンムリワシは、どこでとったんですか？そういうのはない？

(事務局 3) そうですね。本来であれば滅失届けといって、亡くなったので剥製にしますとか、そういうのは必要なんですけども、そういった情報は一切ないです。書類もなくして何もわからない状況です。おそらく旧図書館にあったものだという事はわかってるんですけど、我々も、どこにあったものか、いつからあるのかという情報がない状況です。

(委員 2) 博物館で受け入れるのは、やっぱり、ないと難しいんですよね。私から連絡してみますが。ここで一言皆さんにお話したいのは、非常に物の保存が難しい時代になったということです。実は、私は『日経サイエンス』という科学雑誌をとっているんですが、7月号にヨーロッパの美術館がカビだらけという記事が出ました。温暖化で、乾燥させてもカビが生えるんですよ。それからもう1つは、特に気をつけていただきたいのは、今外国から紙を喰う虫が入ったんですか。何年か前に、稲荷神社の古文書を調べた時に、皆さん本当に素手で触れていて、私びっくりしたんですけど、もう素手で触るのは、もう駄目なんです。やっぱり、ちゃんと消毒した手袋させてやらんと。掌に何がおるかわからない時代です。ですから、皆さん物を保存するのに十分気をつけてください。それからデジタル関係のものは、もう一切保存できませんから。なぜこう言うかということ、私は真空管回路から IC 回路までで全部電子回路を弄っているんですが、博物館では真空管ラジオの修復頼まれて、今やってるんです。ところが部品がないから中断したんですけど、皆さん IC を使った機械を持っておいでですが、何年お使いになってます？15 年は絶対もちませんよ。今の IC は 6、7 年です。そういうのを使ってますから。例えばさっき YouTube とか何とか、図書館に映像がないという話だったけど、例えば VHS のテープも、あっても電気がなかったら映らんのですよ。私がいろいろ映像資料を集めてたので、今、かろうじて残ってるのが VHS。探せばデッキがあるのですが。今の USB とかあんなのは、もうこれは、雷が降ったら一発ですから。電気でやってますからね。ほんで、かろうじて残ったのが、ビデオテープとオーディオテープ。これがなんとかいける。そういう時代ですから、これからいろいろ資料を保存される場合は、もうアメリカの公文書館は、紙以外はダメという時代です。それだけ申し上げております。

(胡会長) いろいろありがとうございました。その他ありませんでしょうか？はい、委員 6。

(委員 6) すいません。この資料集のところの、カンムリワシの上の方にあります木箱（の写真）ですよね。図面類が明治期～昭和中期と推測。これ、文化センターの屋外倉庫に移動させたところとあるけど、その場所で、この図面は、屋外倉庫で大丈夫ですか？保存状態として、この明治期の図面は大事だと思うんですね。だから、ここで保存してて大丈夫なのかなということ

(事務局 3) はい。一時的に屋外倉庫に持って行って、今は屋内の方に移動させてます。はい。木箱に入ってるものに関しては、現在燻蒸作業を行っています。その辺は大丈夫ですが、一度にはできない。対応している状況です。

(委員 6) はい。分かりました。

(胡委員) ほか、よろしいでしょうか？ あと全体通して、もう最後になりますのでご意見ご質問があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか？

(委員 6) 私だけではいかんのですが、そうですね。さっきの文化財保護の予算のことですね。実は、これはもう前から私らは思ってるんですけど、例えば、国の登録有形文化財の場合はですね、ご存知だと思いますけども、特別交付税で 1 件について、例えば 3 万円ですね。毎年 3 万円の特別交付税の算定が決まっております。例えば今、登録有形文化財、福田寺は 3 件ありますよね。宮内家は 4 件です。7 件あるんです。毎年、一応、市の方には交付税として 7 件×3 万円、21 万円が国の登録有形文化財を持ってる市町村に交付されるんです。それは一般財源に入ってますからね。どこ行ったかわかりませんが、（個人情報につき削除）福田寺はですね、平成 17 年の 12 月 26 日、2005 年に登録になったんです。21 年間登録有形になったんです、毎年 9 万円ずつ入るはずですけども、21 年経ったら 190 万円。要するに登録有形文化財を所有している、管理している市町村におりるんです。宮内家も平成 30 年に登録しましたから、8 年登録になったんです。12 万円で 96 万円ですから、福田寺の場合だったら 190 万円。宮内家だったら 96 万円というのが国の特別交付税で措置されてるんです。そのお金は一般財源のなかに入ってるから、要するにどこ行ってるかわからない。だけど本来で言えば、その財政需要額としてちゃんと算定されてる以上はですね、国の登録有形文化財を保護したり、調査したりするお金にね、やっぱり予算として措置

していかないと、国からもろてるけどどこ行ってるかわかりません。よくある話ですけど、つまり今ちゃんと1件あたり3万円とか。1件当たり何万円とかね決まってるわけですよ。（個人情報につき削除）その点ですね、そういう制度的な財政措置。登録の場合は、指定じゃありませんからね、市から直接出すということでやってないですけども、そういうことがちゃんとできてるかどうか。要するに建築のものは、ものすごいお金がかっちゃって、さっき言いましたけども、宮内家はまた屋根を直さないといけません。大体5～600万かかります。市の補助金（事務局註：伊予市景観形成推進事業費助成金）は300万円ほどいただきますけど、やっぱり300万円を手当しないといけないわけですよ。そういうふうには、民間で管理したり保護してるところは非常に大変なんで、別にその全額補助じゃないんですけども、そういう人的な貢献してるとかいうのはわかりますけど、具体的にどういようなね。やっぱりそういうことを使った事業を、ぜひ考えていただきたいなという感じで、言っておきたいと。はい。

（胡会長）ありがとうございました。

（事務局1）はい。すいません、教育委員会からですけれども、貴重なご意見ありがとうございました。予算計上のルールとしてとか普通交付税もしくは特別地方交付税は、事業費に充当できない、という非常に苦しい縛りがございまして、そこで100万円いただいたとしても、それを文化財保護課の事業に充てられないという。もどかしさもあります。ただ、そういった形でいただいているという現実的なことがある以上、そちらの方は財政部局の方に、こちらを訴えまして、ぜひ予算の増額に向けてこちらを進めてまいりたいと思います。

（胡会長）はい。冒頭でもありました文化財関係の予算については、今後、獲得の方よろしくお願ひしたいと思います。その他、ありませんでしょうか？ では、少し時間をオーバーしましたけれどもこれで本年度第1回の審査を終わりたいと思います。進行を事務局にお返しします。

5. 閉 会

（司会）胡会長、ありがとうございました。閉会にあたり、教育長にご挨拶いただきます。

（教育長）（挨拶）

（一同）ありがとうございました。

(司会) 皆様ありがとうございました。審議会の議事録は、完成次第送付いたします。以上をもちまして、令和 8 年度第 1 回伊予市文化財保護審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(一同) ありがとうございました。